

# 上峰町休業支援金

## 休業支援金とは...

・佐賀県の休業要請に応じて休業（時短営業）を行った事業者で、佐賀県型店舗休業支援金の交付を受けた事業者に対して、給付金を支援します。

## 対象事業者

・佐賀県の休業要請に応じた施設が、町内にある事業者であること  
・佐賀型店舗休業支援金の交付を受けた事業者であること

## 支援金額

前事業年度の売上総額	町内に本店住所（個人事業主の場合は主たる事業所）がある	左記以外
3億6千万円以上	100万円	50万円
1億2千万円以上 3億6千万円未満	50万円	25万円
1億2千万円未満	20万円	10万円

※全事業年度に12月事業を行っていない事業者は、1月当たりの売上高で事業規模を判断

## 申請期間

令和2年5月19日～令和2年8月31日

- 給付金は、支給決定から1週間程度で、指定いただきました口座にお振込みする予定です。
- ご不明点等あります場合は、以下にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

上峰町役場 産業課（庁舎1階）  
電話：0952-52-7415

## 申請の方法

### 【ステップ1】

上峰町のホームページより、申請書、経営状況確認書、誓約書をダウンロードして記入してください。

インターネット環境がないなど、ダウンロードが困難な場合は、産業課窓口にも申請書等をご用意しております。

### 【ステップ2】

申請書には以下の書類の添付が必要です。ので、ご用意をお願いします。

●前事業年度分の確定申告書の写し（税理士(会計士)の証明がある場合は不要）

例1：法人の場合は、前事業年度分確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書 など

例2：個人の場合は、令和元年分の確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え など

●本店住所（個人の場合は主たる事務所）の所在及び事業開始日がわかる書類

例：登記簿謄本、履歴事項全部証明書、開業届、営業許可証 など

●法人名義（個人の場合は申請者本人名義）の振込用口座の写し

●佐賀型店舗休業支援金の交付決定通知の写し

### 【ステップ3】

申請書、経営状況確認書、誓約書、添付書類を上峰町役場産業課宛に郵送してください。（窓口での申請もできますが、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。）

<宛先>

〒849-0123

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383-1  
上峰町役場 産業課 宛

※封筒に **申請書在中** と朱書きをお願いします。